

群馬県がんと生殖医療ネットワーク  
会則

第1条 名称

本会は群馬県がんと生殖医療ネットワークと称する。

第2条 事務局

事務局は群馬大学大学院医学系研究科産科婦人科学に置く。

第3条 所在地

本会の所在地は、事務局の置かれる下記住所とする。

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町3丁目39-22 TEL : 027-220-8423

群馬大学大学院 医学系研究科 産科婦人科学

第4条 目的

会は、群馬県とその周辺地域におけるがん治療と生殖医療の従事者が、互いに連携してがん患者やがんサバイバーに対し、妊孕性温存や妊娠・出産に関する正しい情報提供をするためのネットワークを構築し、知識・情報の交換および医療の進歩に寄与することを目的とする。

第5条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会の開催（年1回）。
- 2) インターネットを活用した情報公開。
- 3) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第6条 会員

会員は本会の目的に賛同したものとす。

## 第7条 役員

本会は次の役員を置く。

- 1) 代表世話人：岸裕司（群馬大学医学部附属病院 産科婦人科学）
- 2) 世話人：横田佳昌（横田マタニティホスピタル）  
柳田康弘（群馬県立がんセンター 乳腺科）  
片山和久（伊勢崎市民病院 外科）  
藤井孝明（群馬大学医学部附属病院 乳腺・内分泌外科）  
塚本憲史（群馬大学医学部附属病院 腫瘍センター）  
伊藤理廣（群馬中央病院 産婦人科）  
佐藤雄一（産科婦人科 館出張 佐藤病院）  
望月修（セキールレディースクリニック）  
柴田康博（群馬大学医学部附属病院 泌尿器科）  
岩瀬明（群馬大学医学部附属病院 産科婦人科学）  
半田寛（群馬大学医学部附属病院 血液内科）  
鯉淵幸生（高崎総合医療センター 乳腺・内分泌外科）  
池田文広（前橋赤十字病院 乳腺・内分泌外科）
- 3) 会計：尾林紗弥香（群馬大学医学部附属病院 乳腺・内分泌外科）
- 4) 会計監査：藤澤知巳（群馬県立がんセンター 乳腺科）

## 第8条 役員任期

役員任期は3年とし、再任は防げない。

## 第9条 代表世話人

- 1) 代表世話人は、その年度の本会を代表して本会事業の責任者として責務を遂行する。
- 2) 代表世話人は、世話人会にて選出する。

## 第10条 世話人

- 1) 世話人は代表世話人を中心として世話人会を構成し、会務に関する事項を議決する。
- 2) 世話人の選出及び辞職は世話人会にて承認する。

## 第11条 世話人会

世話人会は、必要に応じて適宜開催する

## 第12条 当番世話人

- 1) 当番世話人は当該集会開催・運営の責任を持つ。
- 2) 当番世話人の選出は世話人会で決定する。

### 第13条 会費

会費は、会の開催時その都度 500 円を徴収する

ただし、下記の者については会費を免除する

- ① 研修医
- ② 学生

### 第14条 会計監査

本会の決算は毎会計年度終了後、監査を経て直近の世話人会にて報告する。

### 第15条 会則の改定

- 1) 本会則規定は、世話人会が必要と認めた際に改定する。
- 2) 本会則規定の改訂は、世話人会にて出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする。

### 第16条 附則

- 1) 本会則は、平成 29 年 5 月 11 日より施行する。
- 2) 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。

群馬県がんと生殖医療ネットワーク 事務局

群馬大学大学院 医学系研究科 産科婦人科学

〒371-8511 群馬県前橋市昭和町 3 丁目 39-22 TEL : 027-220-8423